

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別		地方独立行政法人青森県産業技術センター / 農林漁業者 / 加工業者等

事業名		現場解決型「ドクター」派遣制度（その他・継続）									
アピールポイント		農林漁業者や加工業者等が抱えている課題について、産業技術センターの研究員を現場に派遣し、一緒になって解決に取り組む。									
事業の趣旨	農林漁業者や加工業者等から要請のあった課題を解決するため、産業技術センターの研究員が現地に出向いて解決策を取りまとめ、技術指導や助言等を行う。	予算額(千円)									
		内訳	国	—							
			県	—							
			その他	—							
事業の内容等	<p>1 手続</p> <p>(1) 課題を抱える農林漁業者や加工業者等が、産業技術センターの担当研究所に派遣研究要請書を提出</p> <p>(2) 担当研究所が研究員の派遣を決定し、農林漁業者や加工業者等へ通知</p> <p>(3) 研究員が現場に出向き、課題の解決策を農林漁業者等と一緒に考え、取りまとめ</p> <p>(4) 課題解決に向け、研究員が助言や技術指導</p> <p>2 費用負担</p> <p>取組に要する費用は、産業技術センターと要請した農林漁業者や加工業者等、各々の持ち出し</p> <p><例>研究員の旅費や調査用試薬等…産業技術センター 試験するほ場の肥料、農薬等…要請した農林漁業者 加工品の試作に必要な原材料費等…要請した加工業者</p> <p>3 支援期間</p> <p>原則として1年以内</p> <p>4 支援内容と相談窓口</p> <table border="1" data-bbox="226 1626 1106 1937"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術</td> <td>農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所</td> </tr> <tr> <td>水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術</td> <td>水産総合研究所、内水面研究所</td> </tr> <tr> <td>食品の加工技術</td> <td>食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所</td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	相談窓口	水稻、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所	水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術	水産総合研究所、内水面研究所	食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所	補助率	標準事業費
		支援内容	相談窓口								
水稻、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所										
水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術	水産総合研究所、内水面研究所										
食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所										
		—	—								
実施期間	平成21年度～	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5041、直通017-734-9702)								

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 個人 / 任意団体

事業名		農山漁村女性の活躍応援事業（国庫・継続） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、若手農山漁村女性の組織活動を推進する。		
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動や、若手女性の学びの場となる組織活動への取組を支援することで、農山漁村を支える次世代の人財育成と女性の活躍促進を図る。	予算額(千円)	2,895	
		内訳	国	367
			県	2,528
			その他	—
事業の内容等	<p>1 女性起業の人財育成</p> <p>(1) 起業活動に対する事業経費の補助 新規参入の促進、加工技術・経営力の向上、事業継承につながる活動に必要な経費を補助 《補助金上限額》1件当たり500千円以内</p> <p>(2) 活動実態調査 女性起業の実態・課題を把握するため、起業活動実態調査を実施</p> <p>2 若手農山漁村女性の組織活動の推進</p> <p>(1) 若手農山漁村女性の育成とネットワークづくり 女性同士のつながりや地域との連携強化を図るため、女性リーダーとなり得る人財や組織を育成するための学習活動を実施 (各農林水産事務所1回)</p> <p>(2) 組織活動のモデル実証 若手農山漁村女性の定着や活躍促進につながる組織活動のモデルとなる実証を委託 《委託先》若手農山漁村女性組織</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円 1組織当たり 200千円	
<p>【採択要件】</p> <p>事業実施主体</p> <p>1(1)：県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。</p> <p>2(2)：構成員がおおむね50歳以下の女性農林漁業者が半数以上、かつ3名以上の組織であること。</p>				
実施期間	令和7～10年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4989、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別		県 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		所得向上プログラム実践支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業者自らが「所得向上チャレンジプラン」を企画・提案し、その取組の実現に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	<p>農業者の所得向上のモデル事例を創出するため、農業者が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けた取組を支援するほか、普及指導員の経営指導等により伴走支援を行う。</p> <p>また、農業者全体の所得向上を目指し、モデル事例のノウハウを地域で共有・横展開することを促す。</p>	予算額(千円)	117,000	
		内訳	国	—
			県	117,000
			その他	—
事業の内容等	<p>経営指導を受けた農業者自らが企画・提案した「所得向上チャレンジプラン」の取組を支援</p> <p>(1) 事業の流れ 本事業は事業実施年度（令和7年度）に補助金（ソフト定額、ハード1/2以内）を交付するほか、目標年度（令和9年度）において、大きな成果を収めた場合、令和9年度にハード事業費の最大1/6を追加で加算する、成果に応じて補助率が変わる補助事業（成果連動型補助事業）</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>①ソフト事業 所得向上に向けた新たな取組や既存の取組を拡充するために要する新技術等の導入、新商品の開発、販売促進活動、ICTの導入等に係る経費</p> <p>②ハード事業 栽培用設備、かん水施設、加工用設備の導入・改修や農業用機械、加工用機械等の購入に取組に要する経費（ただし、1件の本体価格が50万円以上の機械・施設等に限る。）</p> <p>《事業実施主体》 農業者、農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人等）、任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの。）</p>	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助上限額 500千円	
		ハード1/2以内 （ソフト必須）	補助上限額 5,000千円 任意組織は 10,000千円	
		成果連動型加算 1/6以内	補助上限額 1,666千円 任意組織は 3,333千円	
<p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領を参照 ・令和8年4月から「所得向上チャレンジプラン」を公募予定 ・審査委員の審査に基づき支援対象を選定 				
実施期間	令和7～10年度	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線4984、直通017-734-9474）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名	地域資源活用価値創出事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）】
-----	--

アピールポイント	農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。
----------	---

事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)	53,233	
		内訳	国	53,233
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 相談窓口の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県</p> <p>1 地域資源活用・地域連携推進支援事業（ソフト） 農林水産物等の地域資源を活用した新商品・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等</p> <p>3 地域資源活用価値創出整備事業（ハード） 農林水産物等の地域資源を活用した加工、流通、販売等のために必要な施設等の整備支援 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費
		定額	—
		1/2以内	5,000千円
		3/10又は1/2 (中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、障害者の雇用を行う場合) 以内	— 40,000千円

【採択要件】

上記3の内容を実施する場合

- 1 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けること。
- 2 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築する取組であること。
- 3 扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。
- 4 みどり認定によりポイント加算対象

実施期間	令和4年度～	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)
------	--------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進	地域の活性化 加工・販売促進 / 地産地消
	実施主体別	県 / 法人 / 個人

事業名	業務用商品づくり体制強化推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	食品産業の強化にむけ、農林水産事業など食品関係事業者から相談内容に対応する。			
事業の趣旨	ニーズに対応した加工用業務の食品づくりを推進するため、県内企業及び関係機関の連携体制を構築し、持続可能な商品づくりを推進する。	予算額(千円)	6,417千円	
		内訳	国	—
			県	6,417千円
			その他	—
事業の内容等	1 事業者ネットワーク構築 (1) 研究会の設置 首都圏実需者、県内事業者、有識者、県関係機関を構成員とした商品づくり体制を検討 2 商品づくり連携プロジェクト推進 (1) 相談&マッチング ・県内農林水産物の活用を促進するため、食産業づくり相談窓口を設置し、農林水産事業者と食品事業者をマッチング （相談窓口：食ブランド・流通推進課、各農林水産事務所） (2) 商品づくりの連携プロジェクト推進 ・県内事業者が連携し、業務用商品づくりのモデル実証を実施（2事業者：公募）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和7～8年度	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	融資	
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	<p>農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。</p>	予算額(千円) (公庫資金)		
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費</p> <p>2 貸付対象者 (1) 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 (3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 (4) 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） (5) みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等</p> <p>3 貸付利率 無利子</p> <p>4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年）</p> <p>5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和31年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	利子補給	
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	農業近代化資金（県単・継続）
アピール	農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。

事業の趣旨	<p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p>	貸付枠(千円)	3,350,000	
		内訳	国	—
			県	3,350,000
			その他	—

事業の内容等	<p>1 貸付対象事業 (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象） (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成 (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成 (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象） (5) 長期運転資金 (6) 農村環境整備資金 (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者 (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等 (2) 農協、農協連合会等</p> <p>3 貸付利率 2.50% ※R8.3.18現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則） (1) 農業者等 15年以内（3年以内） (2) 農協等 15年以内（3年以内）</p> <p>5 貸付限度額 (1) 個人 1,800万円 (2) 法人 2億円</p> <p>6 融資率 80%以内（認定農業者は100%以内）</p>	補助率	標準事業費
		—	—

実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)
------	---------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
機械・施設の整備		施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農山漁村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	7,045,000
			県	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 地域資源活用価値創出対策</p> <p>ア 地域活性化型 地域活性化に向けた活動計画策定、農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援</p> <p>イ 創出支援型 地域資源を活用した新商品開発、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援</p> <p>ウ 定住促進・交流対策型及び産業支援型 農山漁村活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援</p> <p>エ 農泊推進型 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援</p> <p>オ 農福連携型 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(2) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(3) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(4) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援</p> <p>(5) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県經由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名	「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	28,148	
		内訳	国	—
			県	28,148
			その他	—
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート （3）集落営農組織における若手人財の受入態勢整備 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費	
		1 ソフト定額 2 ソフト定額ハード 1/2	1 補助限度額 1,000千円/地域 2 モデル集落当たりの上限額 1,500千円	
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。				
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 機械購入
実施主体別		その他（集落営農組織）

事業名	集落営農連携促進等事業（国庫・継続）			
アピールポイント	連携・合併による集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。			
事業の趣旨	集落営農を核とした連携・合併による広域展開での活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 ビジョンづくりへの支援 連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援（支援期間：最長3年）</p> <p>2 具体的な取組の実行への支援 （1）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 （2）取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） （3）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 （4）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 （5）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費</p> <p>《事業実施主体》 1及び2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織	
		定額	100万円 上限/年	
		定額	25万円	
		定額	1/2以内 定額	
<p>【採択要件】</p> <p>1 組織の定款又は規約を有すること。</p> <p>2 地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けが確実であること。</p> <p>3 連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施すること。</p> <p>4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。</p> <p>※「みどり認定」を受けている場合は、採択ポイントが加算される。</p>				
実施期間	令和4～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 /
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 /
	担い手の育成	集落営農
	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別		県 / 市町村 / 地域協議会

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・継続） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】		
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。		
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)	5,309	
		内訳	国	5,309
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費	
		定額	上限1,000万円 (最大3年)	
【令和8年度実施計画等】 平川市古懸集落				
実施期間	令和7～9年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / その他（協議会）

事業名		先進的有機農業拡大促進事業（国庫・新規） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】		
アピールポイント		有機農業の面的拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術に関する農業機械等の導入を支援する。		
事業の趣旨	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援する。	予算額(千円)	71,447	
		内訳	国	71,447
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入 自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機 等</p> <p>(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大 等</p> <p>2 有機農業拡大支援 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>1 (1) 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>1 (2) 市町村、市町村を構成員とする協議会、協議会、公社・土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者</p> <p>2 市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>※1 (1) に取り組む場合、2の事業実施主体のいずれかが1 (2) 又は2に取り組んで事業実施計画を作成する。</p>	補助率	標準事業費	
		<p>1 (1) 国 1/2 以内</p> <p>1 (2) 国 定額、1/2 以内</p> <p>2 国 定額</p>	<p>1 は上限 5,000万円 うち1 (2) は上限 400万円</p> <p>2 は上限 800万円</p>	
<p>【採択要件】</p> <p>1 1 (1) の農業者等は、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域計画に位置付けられた農業者等であること。</p> <p>(3) みどり認定を受けている、又は申請を行っていること。</p> <p>2 事業実施計画ごとに、以下の面積以上（中山間地域は1/2以上）で取り組むこと。</p> <p>稲：10ha、麦・大豆・雑穀5ha、いも類・露地野菜：2ha、果樹：1ha 等</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	個人 / 任意団体 / 農協 / 中小企業 等	

事業名	輸出市場販路開拓・拡大支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	海外での市場開拓、販路拡大を目指す県内企業の取組を支援する。			
事業の趣旨	県内中小企業等の海外への事業進出を促進することにより、県内中小企業等の活性化を図る。	予算額(千円)	7,500	
		内訳	国	—
			県	7,500
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業メニュー</p> <p>(1) 海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（1名のみ）、輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後2回以内）、代理人費用（主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施など）</p> <p>(2) 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費</p> <p>(3) 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費</p> <p>(4) 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費</p> <p>(5) 海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（3か月以内）</p> <p>《事業実施主体》 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの 等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	500千円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 (1)及び(5)については、別途要件あり。</p> <p>2 (2)～(5)について補助を受ける場合は、令和8年度中に海外見本市・商談会に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがあること。</p>				
実施期間	平成26～令和8年度	担当	県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ (内線4941、直通017-734-9730)	

目的別	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 施設の新築・増築 又は改修 / 機械購入 /
	実施主体別	法人・地方公共団体

事業名	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国庫・継続） 【農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業】
-----	---

アピールポイント	食品製造事業者等が、農林水産物・食品を輸出するにあたって、輸出先国の規制に対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。
----------	---

事業の趣旨	農林水産物・食品の輸出にあたっては、輸出先国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しているため、輸出先国の規制（食品衛生、添加物、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての基準・条件等、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得）に対応した施設及び体制の整備が必要である。	予算額(千円)	200,000	
		内訳	国	200,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 施設等整備事業 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増築（掛かり増し経費）、改修及び機器の整備 2 効果促進事業 施設整備事業と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施（施設等整備事業費の20%以内） 《事業実施主体》 食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等	補助率	標準事業費
		1/2以内	補助金の上限額 6億円 下限額 250万円

【採択要件】

- 1 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること。
- 2 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
- 3 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。（直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）
- 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること等。

実施期間	令和元年度～	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)
------	--------	----	---

目的別	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	融資制度	融資
実施主体別	農協等融資機関	

事業名	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金を借りやすく返しやすい方式（極度額方式）及び低利で貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が、農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な短期運転資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)	105,960	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 種苗・肥料・飼料・農薬代・労賃 (2) 中小家畜購入費 (3) 小農機具・施設修繕費 (4) 地代・機械等のリース料等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 2.15% ※R8.3.18現在 4 償還期間 1年以内（極度額方式・借入、返済随時） 5 極度額 (1) 個人 500万円（畜産・施設園芸2,000万円） (2) 法人 2,000万円（畜産・施設園芸8,000万円）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	